

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ <http://www.ku-union.org/>

2016年1月15日

通巻 1237 号

## この号の内容

- 駐車場有料化問題
- 兼業基準の見直し
- マイナンバー
- 賃上げ要求書提出

# 駐車場の有料化は《労働条件の不利益変更》 根拠なき有料化に反対します



第115回財務施設企画会議、第139回評議会で駐車場を有料化する方向で検討することが了承されました。会議資料には多くの疑問点が見られ、有料化の根拠について納得出来る説明はありませんでした。そもそも駐車場の有料化は労働条件の不利益変更であり、労働者の合意がなければ実施できません。組合は根拠のない有料化に反対します。

## 検討されている有料化の《方向性》とその《前提》

### 方向性

- 駐車料金 教職員は **12,000円／年**  
学生は **6,000円／年**
- 対象地区 角間・鶴間・平和町・東兼六 \*宝町は現状維持
- ゲートは設置しない
- 有料化後は、巡回の強化や不許可車への罰金を科す対応

### 前提

- 大学の財政状況を鑑み、自己収入拡大の必要がある。
- 会計検査院が土地の有効活用の点から調査を実施している。
- 受益者負担の原則。



## ① 「車通勤・通学者=受益者」論の欺瞞

通勤・通学のために車を利用する者が一体どのような《利益》を得ていると言うのでしょうか。その説明もなしに《受益者負担論》を持ち出すことに何の論理性も見られません。そもそも車通勤者の通勤手当は公共交通機関を利用する場合に比べてかなり低くなっています。車通勤によって大学の負担が抑制されているのです。また、角間の立地を考えると、公共交通機関の利用が難しい場合が多くあります。車だからこそ、遅い時間帯あるいは、

土日の出勤（隠れ出勤含む）が可能となっています。つまり、最大の受益者は大学なのであり、駐車場管理費用の利用者への転嫁は筋違いも甚だしいと言わざるを得ません。

また、大学の角間への移転を決定し、教職員・学生に不自由な通勤・通学を強いたのは大学であり、その責任は現在の金沢大学に引き継がれています。したがって駐車場管理費用は大学あるいは大学執行部が負担するのが当然の《筋》であると考えます。

## ② 給料の吸い上げで自己収入の拡大？ そんなバカな！

「財政状況を鑑みて自己収入拡大を図る必要がある」「資産の有効活用」との大学の説明は、一見もっともらしく見えます。確かに学外への貸出であれば、それに資する施策といえるかもしれません。しかし今回の提案は、単に、必ず出勤・登校しなければならない教職員や学生から強制的に利用料をとることであり、資

産の有効活用とはほど遠いものです。従業員から、給与の一部を吸い上げて大学の施設整備に充て、本来大学が負担すべき費用を減らすことが自己収入拡大と言うのであれば、給与減額をはじめ、教育研究予算の削減（＝自己負担増）、管理的経費の削減（＝自己負担増）が全て自己収入拡大として評価されてしまいます。

## ③ 金額設定の根拠が不明瞭／「説明しない」は許されない

「受益者負担」として、整備費用の一部を利用者で負担すると説明されています。しかし、説明資料によつて整備費用の金額が異なつており、計上されている範囲が定かではありません。有料化は労働条件の不利益変更ですから、労働者の合意なしに行うことはできません。したがつて大学には最低でもその根拠を説明する責任があります。

### 除雪費用は適切か

評議会資料によると、角間・鶴間・平和町・東兼六地区の駐車場除雪費用の合計は、平成21～26年度の6年間の平均で約2200万円とあります。しかし平成23年度は2700万円強であるのに対し、平成26年度は1800万円弱であり近年は減少傾向にあります。平均化することで除雪費用が高めに想定したのではと勘ぐりたくなります。

駐車場有料化は2011年度にも検討されています。当時の資料によると、過去5年（平成18～22年度）の除雪費用は《駐車場のみで》角間800万円とあり、今回の除雪

費用と比較しても大きな差があります。こうなると、除雪費用自体に疑念を抱かざるを得ません。



そこで組合から、除雪費用の内訳の公開を求めましたが、大学の管理運営事項という理由で開示されませんでした。駐車場の有料化は私たちの労働条件に直結する問題であり、料金の積算根拠は最重要事項の一つですから、オープンにして議論されるべきです。不信感を払拭するためにも、大学には正確な説明が求められます。

### 整備費用は適切か

評議会資料では管理業務・外灯照明・区画ライン引きの費用として、上と同じ6年間の平均で約2200万円とあります。一方、財務施設企画会議資料では、角間地区の過去4年間の平均で560万円とあり、これも

大きな差があります。大学には提案者の説明責任として、計上している整備費用の範囲について、正確な説明が求められます。積算根拠の説明なしに、利用料金を出すことは諸々の憶測を招きます。

## ④ 駐車場は必要最低限のインフラ／大学が負担すべき

冒頭でも述べたとおり、本来駐車場管理に係る費用は大学が負担すべきものです。車通勤・通学者の自己負担で賄うことの正当性などありません。また駐車場は、業者や来客、図書館や食堂の利用者等も利用する

のであり、車通勤・通学者の有無に関わりなく大学として必ず備えなければならないインフラです。その責任においても大学は応分の管理費用を負担すべきです。

## 兼業基準の見直しについて



前回の組合ニュースでも取り上げた兼業基準の見直しについて、大学改革推進委員会で再検討がなされたようです。修正案は、「部局の事情に応じた基準を定める」ことを原則とし、非常勤講師についても、「原則として承認しない」「特別な事情がある場合に限り承認」との文言が削除、修正されました。問題は残るもの、実質的にはほぼ組合の意見書にそった修正がなされたといえます。詳細は金沢大学改革推進委員会資料(改革39)をご確認ください。資料をご覧になりたい方は組合事務所までお問合せください。

## マイナンバーの提出について



**マイナンバーを提出しないことによって、個人および事業主（大学）が不利益を受けることは一切ありません。**

いま担当部局を通じて、マイナンバーの提出が求められています。今年1月以降の税金や社会保障関係(年金、医療保険、雇用保険等)の手続きで、事業主が公の機関に提出する書類に従業員のマイナンバーを記載することが義務づけられたからです。

しかしどうしてもマイナンバーを提出したくないとお考えの方もいらっしゃると思います。事業主は従業員個人に対して番号の提出を求めても、提出を強制する権限はありません。そのことは国も認めています。そのため、マイナンバーが提出されなかつた場合は、事業主が提出する書類に当該従業員の番号を記載する必要はなく、提供を求めた経過等を記録、保存するなどして、単なる義務違反でないことがわかるようにしておけばよいことになっています。

また、マイナンバーが記載されていない書類を提出することによって、事業主が罰せられることはありませんし、提出しなかつた個人が不利益を受けることは一切ありません。もちろん番号が記載されていない書類であっても受理されます。

提出するかしないかは個人で判断できます。

要求書  
提出

# 賃上げを求めて団体交渉を申入れ

昨年8月の人事院勧告を踏まえ、金沢大学としても給与水準の改善に取り組むよう申し入れました。今月下旬に団体交渉を予定しています。なお国家公務員については、12月4日に人勧どおりの給与改定を行うことが閣議決定され、今年1月4日に給与法改正の法案が提出されています。

2015年12月3日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 山上 尚幸

下記の事項について団体交渉を申し入れますので、  
よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

教職員の給与水準の改善を図ること。

(趣旨)

ご承知の通り、金沢大学職員（事務・技術）の給与水準は、国家公務員と比較して低く抑えられており、2014年度の対国家公務員ラスパイレス指数は87.3（年齢・地域・学歴勘案でも94.1）となっています。対他の国立大学法人との関係では、事務・技術、教員、病院看護師の全てにおいて、国立大学法人の平均に及びません。また、同規模の私立大学と比較すると、職員、教員共にさらに低い水準にあります。

去る8月6日、人事院は2015年度の給与勧告として、国家公務員と民間給与との格差（0.36%）を埋めるための俸給表水準の引上げ、ボーナスの0.1月分の引上げ等を示しました。金沢大学の教職員の賃金について、まずは最低でも人事院勧告に準拠した引上げを求めます。

12月に臨時国会が開かれないことで、国家公務員に対する国の対応は来年1月以降になることが予想されます。しかし私たち国立大学法人の教職員は非公務員であり、賃金等の労働条件は、労使の団体交渉を通じて決定されるものです。国の国家公務員への対応を待たず、私たち金沢大学教職員と、民間、国家公務員との給与格差を埋めるため、早急に給与水準を引き上げるよう求めます。

人事院勧告へのこれまでの大学当局の対応から、今回の勧告に対しても一定の対応がなされると推測いたします。つきましては、大学当局の方針について説明を求めると共に、団体交渉に応じられることを求めます。